令和７年第６回 湧別町農業員会総会議事録	
１．会　　期　　令和７年６月２４日（火）	１３時００分　開会 １３時３０分　閉会
２．場　　所　　上湧別コミュニティセンター　２階大会議室	
３．議　　件	
日　程　第　１	議事録署名委員の指名について
日　程　第　２	会期の決定について
日　程　第　３	諸般の報告について
日　程　第　４	議案第１号　現況証明願いについて
日　程　第　５	議案第２号　農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約について
日　程　第　６	議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について
日　程　第　７	議案第４号　農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について

４．委 員 の 出 席 状 況 （出 席 委 員）			
１　安藤　弘司	２　佐藤　輝美		４　北谷　昭一
５　井上　　靖	６　澤口　久美	７　和田　利弘	
９　山崎　幸一	10　久保　拓也	11　渡辺　健一	12　中原　秋美
13　井上　　豊	14　秋葉　宏之	15　花木　慶喜	16　松田　和浩
		19　姉崎　淳一	20　高久　輝喜
		23　藤井　和人	24　松下　眞二
25　吉村　智之			

５．欠　席　委　員

３松橋　聡　８　千葉　　実　17　島田　宗央

１８追永　直哉　２１羽田　雄一　２２三澤　実

６．事　　務　　局

事務局長　　吉松　智弘　　主　　事　　石山　飛翔

議　長	定刻になりましたので、ただいまから令和７年第６回湧別町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、１９名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第７条の規定により、本総会は成立します。 日程第１、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第１４条の規定により、２番　佐藤委員及び５番　井上靖委員を指名します。 日程第２、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって会期は本日１日とすることに決定致しました。 日程第３、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。
事務局	令和７年５月２２日に開催されました、令和７年第５回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。 ５月２８日、東京都渋谷区渋谷公会堂において、令和７年度全国農業委員会会長大会が開催され、これに吉村会長が出席しております。 ５月２９日、東京都調布市　NTTeCityLabo においてオホーツク農業委員会連合会　会長・事務局長研修会及び東京都千代田区星稜会館において北海道選出国会議員要請集会を開催し、これに吉村会長が出席しております。 ６月１０日、北見市　北見プラザホテルにおいてオホーツク女性農業委員の集いを開催し、これに澤口委員、中原委員が出席しております。 ６月１７日、役場上湧別庁舎議場において令和７年第２回湧別町議会定例会を開催し、これに吉村会長が出席しております。 本日、令和７年第６回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。

議　長	日程第４、議案第１号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書２ページをご覧ください。 議案第１号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において４件提出されております。 内容を説明しますので議案書３ページをご覧ください。その１、証明願出人・所有者は遠軽町　○○○○さんです。土地の所在ですが福島○○○番○で地目は、公簿が牧場、現況が畑、面積は１７，３００㎡で、利用状況は畑です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は松下委員、北谷委員、三澤委員です。 （別冊資料１ページにより位置説明） 続きまして、議案書４ページをご覧ください。その２、証明願出人・所有者は計呂地　○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○○番　外１筆で地目は、公簿が畑、現況が農地採草放牧地以外、合計面積は１４，４２９㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。 （別冊資料２ページにより位置説明） 続きまして、議案書５ページをご覧ください。その３、証明願出人・所有者は旭　○○○○さんです。土地の所在ですが旭○○○番○で地目は、公簿が畑、現況が農地採草放牧地以外、面積は４，６７６㎡で、利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、安藤委員です。 （別冊資料３ページにより位置説明） 続きまして、議案書６ページをご覧ください。その４、証明願出人は遠軽町　○○○○さん、所有者は開盛　○○○○さんです。土地の所在ですが開盛○○○番○　外４筆で地目は、公簿が畑、現況が農地採草放牧地以外、合計面積は２，８４９．８０㎡で、利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は秋葉委員、山崎委員、安藤委員です。 （別冊資料４ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。

議　長	これから議案第１号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから議案第１号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第５、議案第２号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書７ページをご覧ください。 議案第２号、農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約について別紙のとおり、農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約を行い、同法第１８条第４項および第６項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において２件の合意解約が提出されております。 内容の説明をしますので、議案書８ページをご覧ください。 番号１、利用権の設定をした者は、北兵村三区　〇〇〇〇さん。利用権の設定を受けた者は、北兵村三区　〇〇〇〇さんです。 土地の所在は福島〇〇〇番地〇、地目は、公簿、現況ともに畑で面積は４，６３６㎡でございます。利用権の期限は令和２６年１２月３１日までの２０年間として受けていましたが、貸主の都合により令和７年６月９日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料５ページにより位置説明） 番号２、利用権の設定をした者は、札幌市　〇〇〇〇さん。利用権の設定を受けた者は、南兵村三区　〇〇〇〇さんです。土地の所在は南兵村三区〇〇〇番地〇　外３筆で、地目は、公簿、現況ともに畑、合計面積は１７，０９５㎡でございます。利用権の期限は令和７年１１２月３１日までの３年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和７年６月６日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料６ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。

議　長	これから議案第２号の議案について質疑を行います。 先に８ページ２番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１１番　渡辺委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 （渡辺委員退席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから８ページ２番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１１番　渡辺委員の制限を解きます。暫時休憩します。 （渡辺委員着席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第２号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。 日程第６、議案第３号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局	議案書９ページをご覧ください。 議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議するものです。 内容の説明をしますので、議案書１０ページをご覧ください。 番号１番、譲渡人が遠軽町　○○○○さん、譲受人は錦町　○○○○です。土地の所在ですが福島○○○番○　外２筆、面積合計は３６，６４３㎡です。権利移転目的は譲渡人が農地処分のため、譲受人は農作物栽培のためで、売買による所有権移転で売買金額は４，０３０，０００円です。 （別冊資料１ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第３号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。 日程第７、議案第４号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。
事務局	議案書１１ページをご覧ください。 農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。 農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法１８条第１１項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとします。 内容の説明をしますので、議案書１２ページをご覧ください。所有者移転になります。 番号１番、所有権の移転をする者は、川西　○○○○さん、移転を受ける者は信部内　○○○○です。所有権移転に係る土地の所在は、川西○○○番○で面積は１９，５８９㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和７年７月８日で、対価の支払い時期は、令和７年９月１９日となっており、土地の引渡し時期は対価の

	支払日で、売買価格につきましては、２，０５６，０００円です。 （別冊資料７ページにより位置説明） 番号２番、所有権の移転をする者は、札幌市　○○○○さん、移転を受ける者は南兵村三区　○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外３筆で合計面積は１７，０９５㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和７年７月８日で、対価の支払い時期は、令和７年８月５日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、３，７６０，０００円です。 （別冊資料６ページにより位置説明） 続いて議案書１３ページ賃借権になります。 利用権を設定する者は北兵村三区　○○○○さん、利用権設定を受ける者は芭露　○○○○です。土地の所在は福島○○○番○で面積は４，６３６㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和７年７月８日から令和１６年１１月３０日の１０年間で、金額は年１８，０００円です。 （別冊資料５ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第４号の議案について質疑を行います。 先に１２ページ２番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１１番　渡辺委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 （渡辺委員退席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから１２ページ２番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１１番　渡辺委員の制限を解きます。暫時休憩します。 （渡辺委員着席）

議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第４号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。 総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和７年第６回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉　会　　１３時３０分 この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。 議　　長 署名委員 署名委員